裁 決 書

審査請求人							
処	分	庁					
						所長	[

審査請求人が平成24年10月26日付けで提起した生活保護法に基づ く保護開始申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決す る。

主

処分庁が、平成24年8月28日付けで行った保護開始申請却下決定処分を取り消す。

理由

- 第1 審査請求の趣旨及び理由
 - 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人(以下「請求人」という。) に対して平成24年8月28日付けで行った生活保護法(以下「法」 という。)に基づく保護開始申請却下決定処分(以下「本件却下決定」 という。)の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

医療費が支払えない状況であったにも関わらず申請を却下された 事は不当である。

第2 当庁が認定した事実及び判断

- 1 当庁が認定した事実
- (1) 平成24年6月26日付けで、請求人は処分庁に対し、「医療 費がかさむ」との理由で、保護開始申請を行ったこと。
- (2) 平成24年8月28日付けで、処分庁は請求人に対し、「扶養援助の回答がない(援助は見込めるが、保護の要否判定に必要な資料(回答書)提出がない」との理由により、上記(1)の申請を却下する旨の本件却下決定を通知したこと。
- (3) 平成25年10月22日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書(以下「弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。
 - ア 平成24年6月10日 公的年金を受給しているが、年金だけでは生活費が足りず、医療機関にかかることができないと保護の相談があった。請求人は偶数月に210,682円の老齢基礎厚生年金と、6月と12月に54,550円の企業年金の支給を受けている。
 - イ 平成24年6月26日 保護申請があった。扶養義務者として、 請求人の長男(以下「長男」という。)、請求人の二男(以下「二 男」という。)の報告があった。
 - ウ 平成24年7月2日 請求人に架電。6月に支給された年金の

使途について申告書の提出を指示。請求人からは、保護申請を取 り消すことも考えており、保留にしてほしいとの申し立てあり。

- エ 平成24年7月3日 請求人来所。年金の使途について申告書 提出。申請時の手持ち金について修正申告あり。扶養義務者から の扶養援助照会の回答を待って保護の要否を決定する旨を説明し 了承を得る。
- オ 平成24年7月12日 扶養援助照会を受け長男来所。援助するつもりはあるとの回答。しかし請求人が受取を拒否しており、 どうすれば受け取るか相談したいとのこと。また書き方についても聞かれたため書き方については説明し、家族間のことについては、話し合って決めてもらうように話しておく。
- カ 平成24年7月17日 請求人より保護開始についての電話があった。長男より扶養援助の回答がなく保護費の算定が出来ないため、保護開始について保留となっていることを伝えた。長男に連絡し、至急「扶養援助照会」の提出を依頼し、了解を得た。
- キ 平成24年7月23日 二男より扶養援助照会の回答書受領。 毎月5,000円を援助するとのこと。
- ク 平成24年7月25日 ケース診断会議開催。長男より資料提出の協力が得られていないものの、すでに口頭にて援助の意思表示があり、扶養親族の援助により保護を要しないことを把握しているため本申請を却下すべきものと判断した。
- ケ 平成24年8月8日 長男宅に架電。長男不在。長男の妻に、 長男からの援助に関する書類の提出が遅滞していることを伝え、 担当ケースワーカーまで連絡するよう依頼し了承を得た。
- コ 法第4条では「保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定されている。これ

は、稼働能力の活用、資産の活用、扶養義務者の扶養、他法他施 策の優先といった様々な手段を尽くしても、なお生活できない場 合に、その足りない分を補うといった補足性の原理に基づくもの である。また、法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他 生計の状況について変動があったときは、すみやかに保護の実施 機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規 定されている。

- サ 請求人は、年金収入のみでは生計維持は困難と申し立てたが親族(長男・二男)からの扶養援助(月額1万円程度)を求めれば保護を要しないため、親族への援助を求めるよう処分庁が助言したにもかかわらず、これを履行しなかった。処分庁から長男・二男への照会に対し、扶養の意思を示したので処分庁は保護を要しないと判断するに至った。
- シ 今回の件は、請求人が親族からの援助申し出により生活の維持が可能であるにも関わらず、その親族の援助を拒否して生活保護を受給することを主張しているものであり法第4条の「補足性の原理」を満たしておらず、請求人には保護要件が欠けていると判断したものである。
- (4) 弁明書と同時に提出のあったケース記録票には、「平成24年7月12日 長男来所。扶養照会の用紙が来たが、書き方が分からないとのこと。請求人にいくらか援助すると言ったが受け取らない。」、「平成24年7月17日 請求人よりTEL有り。保護の開始について問い合わせあり。長男より扶養援助照会の回答の提出がないため、保護費の算定ができないため、開始について保留となっている。長男に連絡し、至急提出してらうよう伝え了解を得た。」との記載があること。
- (5) 平成25年11月7日付けで、審査庁は請求人に対して、前記 (3)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反 論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提 出はないこと。

2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) また、法第4条第2項の「民法に定める扶養義務者」とは、民 法第877条第1項に掲げられている扶養義務者(直系血族、兄 弟姉妹)及び同条第2項の規定に基づき、家庭裁判所の審判によ り扶養の義務を負わされた三親等内の親族とされている。
- (3) 法第24条第1項は「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と規定し、同条第2項は、「前項の書面には、決定の理由を附さなければならない。」と規定されている。
- (4) 行政手続法第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。(以下略)」と規定し、同条第2項は、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。また、本条による理由の提示は、単に根拠法条を示すだけでは足りず、拒否処分が、どのような事実に基づいて、どのような法的理由で行われたかを含むものでなくてはならないこと、また、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行っ

たかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないと解されている。

- (5) 扶養能力の調査については、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第5の2の(1)において、「扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査すること。」と定めている。
- (6) また、局長通知第11の1の(2)は、「要保護者が、自らの 資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌 避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、 要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、 申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活 用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合 には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めて いる。
- (7) 「生活保護手帳(別冊問答集)2011」(平成21年3月3 1日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の(問5の 9)の答は、「扶養義務者の側に扶養の意思がある以上、これを拒 むことは認められるものではなく、これらの説明・説得を十分に 行っても、なお要保護者本人が扶養を受けることを拒むようであ れば、法第4条第1項の要件を欠くものとして保護申請を却下す べきである。」としている。
- (8) 本件についてみると、前記第2の1の(1)ないし(4)の認 定事実のとおり、処分庁は、請求人から保護開始の申請があり、 前記(5)に基づき請求人の長男及び二男に対して扶養能力調査

を行ったところ、長男及び二男が請求人を扶養する意思がある旨を確認したが請求人が扶養を拒否していたことから、前記 (1)、(2)、(6)及び (7) に照らし、請求人が「補足性の原理」を満たさず保護の要件を欠くと判断し、本件却下決定を行ったことが認められる。

(9) 処分庁は本件却下決定について請求人が親族から扶養援助を受ければ要保護性はない状況であるのにもかかわらず扶養援助を拒否したことは、保護の要件を欠き本件却下決定は適法である旨を主張する。

たしかに前記第2の1の(3)のアの認定事実のとおり、処分 庁から提出のあった証拠資料を確認すれば扶養援助により要保 護性がないとされているが、請求人は医療費がかさむことを理由 に保護の開始申請がなされていたものの、処分庁の要否判定にお いて医療費の検討がなされていない点については疑義が残るも のであり、仮に医療費が発生していない、または要否判定に影響 しない程度に少額であるとしても、前記第2の1の(2)の認定 事実のとおり、本件却下決定通知書に係る却下の理由として扶養 援助の回答がないことや資料提出がない旨しか記載されていな い。処分庁は前記第2の1の(3)のシの認定事実のとおり、弁 明書において請求人が扶養援助を拒否したことを却下の理由と して主張するが、その点について、本件却下決定通知書において 却下の理由として記載がなされていないことから、前記(3)及 び(4)に照らし処分庁の本件却下決定通知書に係る理由附記が 不十分であるといわざるをえず、処分庁の行った本件却下決定は 違法であり、取り消すのが妥当と判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

審查庁 大阪府知事 松井



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。